

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「第158条の2第1項」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項」を加える。

別表第1市長公室市民総活躍推進課の項中

「

(現) 市民総活躍 推進係長及び 係員
(現) 公民館係長 及び係員

」を「

(現) 市民総活躍推進係 長及び係員

」に改め、

同表くらし文化部保険医療課の項中「保険料賦課係長」を「保険料係長」に改め、「(現) 保険料徴収係長及び係員」を削り、同表健康福祉部福祉政策課の項を削り、同表健康福祉部介護福祉課の項中

「

(現) 給付係長及 び係員

」を「

(現) 給付係長及び係員
(現) 高齢者支援係長及 び係員

」に改め、

同表中

「

健康福祉部児童福祉課	課長	健康福祉部 児童福祉課	(現) 児童福祉係長及び係員 (現) 保育係長及び係員 (現) 子育て支援係長及び係員
		市立保育所	(現) 保育所長

」

を

「

健康福祉部こども未来課	課長	健康福祉部 こども未来課	(現) 保育係長及び係員 (現) 保育所長
健康福祉部こども支援課	課長	健康福祉部 こども支援課	(現) 児童福祉係長及び係員 (現) 子育て支援係長及び係員

」

に改める。

別表第2 市民総活躍推進課長の項中「公民館係長」を「市民総活躍推進係長」に改め、同表保険医療課長の項中「保険料賦課係長」を「保険料係長」に改め、「保険料徴収係長及び係員」を削り、同表福祉政策課長の項を削り、同表介護福祉課長の項中

「

所管に係る徴収金の収納	(現) 給付係長
介護保険料及びその附帯金の収納	(現) 給付係長及び係員

を

」

「

所管に係る徴収金の収納	(現) 給付係長 (現) 高齢者支援係長及び係員
介護保険料及びその付帯金の収納	(現) 給付係長及び係員
老人福祉法に基づく措置費用の収納	(現) 高齢者支援係長及び係員

に改め、

」

同表中

「

児童福祉課長	児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の収納	(現) 児童福祉係長
	学童保育料の収納	
	療育教室利用者負担金の収納	(現) 子育て支援係長及び係員
	保育所保育料及び一時保育負担金の収納	(現) 市立保育所長、こども園長及び子育て支援係長及び係員

を

」

「

こども未来課長	保育所保育料及び一時保育負担金の収納	(現) 市立保育所長、こども園長
	児童福祉法に基づく助産施設及び母	

こども支援課 長	子生活支援施設の 入所費用の収納	(現) 児童福祉係長	に改める。
	学童保育料の収納		
	療育教室利用者負 担金の収納	(現) 子育て支援係長及 び係員	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。